データ・街ing（マッチング）保健事業　仕様書

１　委託業務件名

データ・街ing（マッチング）保健事業

２　業務の目的

国民健康保険事業の健全運営と保健事業は密接な関係があり，県内の市町村国保では，被保険者の健康度，健康意識の向上のため，生活習慣病予防や重症化予防などの保健事業に積極的に取り組んでいる。

一方，保健事業の実施にはマンパワーと相応の費用が必要であるが，市町村国保では，保健師等専門職の確保が難しく，また，厳しい財政状況の中で，必要な事業を適切に実施することや，効果の見込めない事業の適時見直しなど市町村国保の抱える課題は多い。

このような状況においては，県内の市町村国保が有するレセプト情報や特定健診・特定保健指導等の各種データを収集し，医療内容や傾向分析を実施することで，健康課題の抽出・明確化を図るとともに，被保険者個々人の生活実態や公共交通機関や医療機関へのアクセスなど社会環境等に着目して，地域特有の質的情報の分析や地域資源の把握に努めることが重要となっている。

これらの分析結果等を市町村における第２期データヘルス計画の評価及び第３期データヘルス計画の策定支援に活用するとともに，県内市町村国保が，被保険者全体に対し効率的に働きかけ，そのうえで生活習慣を改善することが必要な者や早期の治療が必要な者などに焦点を絞り込んだ事業が展開できるよう支援を実施することで，医療費適正化と国民健康保険事業の健全運営に寄与する。

３　委託期間（業務実施期間）

契約締結日から令和５年３月31日

４　業務内容

⑴　KDBデータ等を用いた医療費分析等

各市町村，二次保健医療圏域単位，及び県全体について分析を実施すること

分析したデータから読み取ることができる結果についても明らかにすること

なお，分析内容については，現状分析に留まらず，今後の事業提案につながるものにすること

⑵　鹿児島県内市町村へのヒアリング

対象：県内全市町村（国保）

方法：事前に市町村の意向を確認し，県とも協議した上で，訪問もしくはオンラインでの実施とすること

ヒアリング実施前に，以下の内容を踏まえた調査票を作成し，ヒアリングを行うこと

内容：市町村が把握している健康課題

市町村が実施している保健事業の実施状況

保健事業の実施にあたっての課題

市町村の事業実施体制

その他必要事項（地域資源の把握，住民の生活実態など）

※　ヒアリングにあたっては，可能な限り，市町村の事務負担が増えないように配慮すること。

⑶　**市町村が実施している保健事業の影響分析**

市町村が実施している保健事業に関連する健診データやレセプトデータの影響を分析すること

地域特性にあった市町村の保健事業の良好事例を『整理』するなど，自治体規模に応じた，また，創意工夫をこらした影響分析を提案すること

市町村とのヒアリングの結果や市町村の意向を考慮し，県と協議の上，対象事業を決定すること（原則として１市町村につき３事業まで）

影響分析の結果を市町村が分かりやすいように示し，解説すること

⑷　市町村向け説明会（全体会）の実施

回　　数：２回程度
参　加　者：市町村担当者，鹿児島県国保連合会担当者，県
開 催 方 法：オンラインを想定
受託者の役割：会議資料作成，及び会議席上での説明
内　　容：１回目　医療費分析及びヒアリング内容等について事前説明（事業当初）
　　２回目　事業の結果報告（年度末）

⑸　**分析レポートの作成**

ヒアリング及び医療費分析の結果について，報告書を作成し納品すること

納品方法は，紙１部及び電子データ（PDF形式）とする

提出先

鹿児島県国民健康保険課国保指導係（鹿児島市鴨池新町10番１号）

来年度以降，以下の取り組みを予定していることから，これを考慮した分析を行うことが望ましい。 ・　効果予測シミュレーションの実施 ・　効果的な保健事業を具体的に提案

５　人員体制

医師又は保健師の資格を持つ者が１名以上事業に参画すること

６　著作権

⑴　受託者は，委託者に本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡すること

ただし，本業務内容等により別途協議が必要な場合は，この限りではない

⑵　成果物

受託者は，成果品が第三者の著作権を侵害しないようにすること

第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は，受託者が負うものとする

⑶　公表等

受託者は，委託者の許可を得ることなくこれを公表，貸与又は使用してはならない。ただし，本業務内容等により別途協議が必要な場合は，この限りではない

７　個人情報保護

⑴　別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること

⑵　その他，契約の履行により知り得た業務内容について，委託者の了解なく第三者に漏らしてはならない

８　再委託の禁止

以下の条件全てを満たす場合のみ，第三者に委託し，又は請け負わせることができる。

⑴　本業務の一部であり，金額にして２分の１を超えないこと
⑵　委託者が主要な部分ではないと判断できること
⑶　あらかじめ委託者の書面による承諾を得ること

９　経費負担

⑴　本業務に係る実費経費は，原則として全て契約代金に含めるものとする
（事業の実施は契約額の範囲内で行うこと。）
⑵　経費に不足が生じた場合委託者は不足分を補てんしない